

すべての子どもたちによりよい幼児教育・保育の無償化の実現 を求める意見書

5月10日、第198回国会において「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」が成立し、2019年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されることとなった。無償化は世界的な潮流でもあり、将来的な全世帯・全年齢における無償化を見据えた議論には意義がある。

しかし、今回の「無償化」は、利用する保護者に対して利用費を支給するとしており、無償での現物給付ではなく、指導監督基準を満たした認可外施設どころか、指導監督基準以下の認可外施設も5年間の経過措置期間中は対象としている。国が、国みずからの定める最低基準以下の施設を無償化の対象とすることは、結果としてこれら劣悪な施設を容認することにつながり、地方公共団体がこれまで積み上げてきた保育の質、子どもの安全、職員の処遇等を著しく脅かし、公的保育制度を崩壊させる恐れがある。

当然、すべての保護者に対して公平な給付がおこなわれるべきことは論を俟たないが、それは認可施設を増設し、認可外施設を国の定める最低基準へ引き上げ、質と安全を確保したうえで、現物によって給付されるべきである。そのためには、深刻な保育士不足の解消や、低すぎる保育士の配置基準の改善などが、無償化と並行して、もしくは先駆けて、国の責任において総合的にすすめられなくてはならない。

また、費用負担の割合では、公立施設は10/10が市町村等の負担とされており、地方交付税等による地方財源の確保が確実におこなわれたとしても、地方公共団体の財政や社会保障施策に与える影響は計り知れない。公的保育制度が脅かされることで格差の拡大も懸念される。

すべての子どもが、どの地域のどの家庭に生まれても、全年齢において等しく質の高い幼児教育・保育を受ける機会を、国によって平等に保障されることが求められる。

よって、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 幼児教育・保育の無償化は、現物給付により行うこと。実施に必要なあらゆる財源については、2020年度以降も国の責任において全額国費で確保すること。
2. すべての子どもたちに認可保育施設と同等の保育を保障できるよう、無償化の対象とされている認可外保育施設等について、国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たし、質の確保をしたうえで認可化を促進するため、国として必要な措置を講じること。
3. 保育の質的・量的拡充が停滞することがないように、国として認可保育所の整備計画をたて、地方公共団体に対する支援の拡充や必要な財源措置を行うこと。公定価格や配置基準を大幅に引き上げ、保育労働者の定着・確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月21日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
厚生労働大臣 根本 匠 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会